

## 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書

ウクライナに侵攻したロシアが核兵器を威嚇に使い、また、北朝鮮も「核戦力強化路線を変えない」と公言するなど、人類はかつてないほどの核の脅威にさらされています。

一方で、核兵器廃絶を求める声は世界的な高まりを見せており、核兵器の開発や保有、使用などを禁止する核兵器禁止条約の批准国は、発効から4年が経過した現在、73か国・地域に達しました。

未批准国であってもオブザーバーとして締約国会議に参加することができ、令和4年6月に開かれた核兵器禁止条約の初めての締約国会議には、NATO加盟国であるノルウェー、ドイツなどがオブザーバーとして参加し、令和5年11月に開かれた第2回締約国会議には35か国がオブザーバー参加しています。

唯一の戦争被爆国であり、核保有国と非核保有国との橋渡しに努めている日本が、多くの非核保有国で構成される締約国会議にオブザーバー参加することにより、非核保有国の意思疎通を図り、そのメッセージを核保有国に伝え、核兵器のない平和な世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することが強く求められています。

また、締約国の中には、カザフスタンのように過去に核実験が行われた国もあり、こうした国の被爆者への医療支援などに、日本の様々な知見や経験を役立てることも必要です。

今年は被爆80年の節目の年を迎え、昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けて大きな転機を迎えています。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器をめぐる情勢が混迷の様相を呈する今こそ、次の事項を行動に移すことにより、さらに核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど、核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要請します。

### 記

- 1 今年3月にニューヨークの国連本部で予定されている核兵器禁止条約第3回締約国会議にオブザーバー参加すること。
- 2 核兵器禁止条約に早期に署名・批准すること。
- 3 その上で、核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し、署名・批准を要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年1月23日

長崎市議会